

佐賀県警察に対する特別監察結果報告書

令和8年6月
警察庁

【目次】

はじめに.....	1
特別監察の趣旨・実施手順等.....	2
1 監察の趣旨	2
2 実施時期	2
3 監察実施項目	2
4 特別監察の実施手順	2
(1) DNA型鑑定の実施体制とその実施状況（監察実施項目①について）	2
(2) 不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策（監察実施項目②について）	2
(3) 監察結果の取りまとめ	2
5 確認作業の進め方	3
(1) 捜査・公判への影響の有無の確認	3
(2) 対象職員による鑑定の実施状況の確認	3
第1 DNA型鑑定の実施体制とその実施状況.....	4
1 佐賀県警察におけるDNA型鑑定の実施体制.....	4
(1) 佐賀県警察科学捜査研究所におけるDNA型鑑定の実施体制.....	4
(2) 佐賀県警察科学捜査研究所に対するDNA型鑑定嘱託件数.....	4
2 特別監察における対象職員による鑑定の実施状況の確認結果.....	5
(1) 特別監察において確認された不適切な取扱い.....	5
(2) 不適切な取扱いの内容.....	5
(3) 対象職員による不適切な取扱いの特徴.....	8
(4) 対象職員による鑑定の実施状況の確認結果.....	9
(5) 再鑑定の実施状況の確認結果.....	9
3 特別監察における捜査・公判への影響の有無の確認結果.....	10
(1) 捜査・公判への影響等の確認結果.....	10
(2) 捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったもののうち、DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないものについて.....	13
(3) 捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったもののうち、DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるものについて.....	15
(4) 家庭裁判所に鑑定結果が送致されたものや略式命令の請求に当たり、証拠として提出されたものについて.....	17
第2 不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策.....	18
1 不適切事案の要因.....	18
2 要因を踏まえた対策.....	21
3 佐賀県警察が行っている取組.....	26
(1) 佐賀県警察において認定した「不適切事案の要因」	26
(2) 佐賀県警察における再発防止策.....	26
(3) 特別監察における確認結果.....	27

第3	佐賀県警察における調査に関して判明したその他の事項.....	28
1	佐賀県警察の調査と特別監察で不適切な取扱いに差が生じたことについて....	28
	(1) 不適切な取扱い件数の計上に当たっての考え方の違い.....	28
	(2) 鑑定機器の機能等に関し保有する知識の違い.....	28
	(3) 調査において確認することとした事項の違い.....	28
	(4) 調査体制の違い.....	28
2	佐賀県警察の調査と特別監察で鑑定結果送致件数に差が生じたことについて..	29
	(1) 鑑定結果送致件数の確認の対象・方法.....	29
	(2) 鑑定結果送致件数が異なった理由.....	30
3	事案発覚後に残余資料の紛失・偽装が行われたとされていることについて....	31
	(1) 対象職員による紛失した残余資料の偽装に係る公訴事実.....	31
	(2) 本件事案発覚後における佐賀県警察における対応.....	31
第4	特別監察の結果を踏まえた警察庁の取組.....	32
1	都道府県警察に対する再発防止策の徹底とモデル業務マニュアル等の作成 ...	32
2	都道府県警察に対する指導体制の強化	32
3	科学捜査研究所に対する定期的な監査の実施	32
4	不適切事案が発生した場合の早期指導と職員の派遣	32
5	部外有識者からの積極的な意見聴取	32
6	科学捜査研究所の機能集約に向けた検討	32
7	捜査部門における合理的かつ的確なDNA型鑑定嘱託の推進	32
	おわりに.....	33
別表	特別監察における対象職員による鑑定の実施状況の確認結果	

【図表】

図表1	調査対象及び確認内容	2
図表2	佐賀県警察の調査と特別監察において不適切な取扱いが確認された件数.....	9
図表3	捜査・公判への影響等の有無の確認事項	11
図表4	捜査・公判への影響等の確認結果の総括表	11
図表5	不適切な取扱いの種別及び再鑑定の実施の有無（DNA型不検出の鑑定結果 自体に問題は認められないもの）	13
図表6	不適切な取扱いの種別及び再鑑定の実施の有無（DNA型不検出の鑑定結果 が不適切な取扱いによるもの）	15
図表7	不適切事案の要因の概要	18
図表8	対策の全体像	21
図表9	要因と対策の対応関係	25
図表10	鑑定結果送致件数が異なった具体的理由	30
図表11	佐賀県警察における対応	31

【補足資料】

（特別監察の趣旨・実施手順等関係）

- 1 佐賀県警察における対象職員による鑑定の実施状況に係る調査
- 2 特別監察における対象職員による鑑定に係る確認手順

（第1-1関係）

- 3 佐賀県警察におけるDNA型鑑定の流れ等

（第1-2関係）

- 4 特別監察において確認した不適切な取扱い一覧
- 5 特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細
- 6 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）の分類表
- 7 特別監察において新たに不適切と判断したDNA型鑑定（110件）の分類表
- 8 特別監察において不適切な取扱いが確認されなかった対象職員による鑑定
- 9 特別監察において不適切な取扱いが確認されなかった対象職員による鑑定（404件）の分類表

（第1-3関係）

- 10 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定（239件）の目的別の内訳
- 11 特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定（239件）の捜査・公判への影響の有無の確認結果（補足）
- 12 対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定（再鑑定）結果に実質的な影響が出るおそれがあったもの（7種類）の捜査への影響等の確認結果
- 13 佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）の捜査・公判への影響等の確認結果の詳細
- 14 特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定（110件）の捜査・公判への影響等の確認結果の詳細

（第2-1関係）

- 15 対象職員による最初の不適切な取扱いの時期
- 16 分析に当たり把握した事項と本件不適切事案を防止できなかった要因

【参考資料】

- 1 用語説明
- 2 DNA型鑑定の流れ
- 3 犯罪捜査の流れ（例）
- 4 死体発見時の取扱いの流れ（例）
- 5 特異行方不明者に係るDNA型鑑定の活用（例）
- 6 特別監察において確認した不適切な取扱いのイメージ図

はじめに

DNA型鑑定は、警察が取り組む客観証拠に基づく緻密かつ適正な捜査の重要な柱の一つであり、その適正と信頼を確保することは極めて重要であるところ、今般、佐賀県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下「佐賀県警察科学捜査研究所」という。）の職員がDNA型鑑定において不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、DNA型鑑定に対する国民の信頼を損なうこととなった。

警察庁では、これを重く受け止め、国家公安委員会の指導の下、佐賀県警察に対して、

- DNA型鑑定の実施体制とその実施状況
- 不適切事案の原因究明とそれを踏まえた再発防止対策

の2点について特別監察を実施し、必要な指導を行うこととしたところである。

本特別監察に当たっては、科学警察研究所のDNA型鑑定の専門家や警察庁においてDNA型鑑定に携わる職員によって鑑定の実施状況の確認を行うことや、外部有識者からその確認手順等について意見を聴取することに特に配意した。

これまでに、令和7年10月8日の特別監察開始以後、2回の間接報告（令和7年11月27日、令和8年2月12日）を実施してきたところであるが、本報告書は、これら中間報告における確認結果も含め、特別監察において確認した事項と、その結果を踏まえた今後の対策について取りまとめたものである。

特別監察の趣旨・実施手順等

1 監察の趣旨

佐賀県警察に対して実施した今回の特別監察の趣旨は以下のとおりである。

- 佐賀県警察において発生したDNA型鑑定に係る不適切な取扱い事案に関し、業務上の問題点を把握し、再発防止策を検討した上で報告書を取りまとめ、佐賀県警察に対して必要な指導を行う。
- 本監察の実施結果に関する報告書を他の都道府県警察に対しても通知し、この種事案の発生の絶無を期す。

2 実施時期

令和7年10月8日（水）～令和8年6月4日（木）

3 監察実施項目

上記1の監察の趣旨の下、

- ① DNA型鑑定の実施体制とその実施状況
 - ② 不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策
- を監察実施項目とし、これらを調査・確認し、結果を取りまとめることとした。

4 特別監察の実施手順

上記3の監察実施項目について調査・確認を行い、結果を取りまとめるに当たり、それぞれの項目について、それぞれ以下に掲げる手順で実施した。

(1) DNA型鑑定の実施体制とその実施状況（監察実施項目①について）

- 佐賀県警察におけるDNA型鑑定の実施体制を確認し、不適切な取扱いを行った職員（以下「対象職員」という。）によるDNA型鑑定の実施状況、上司による決裁の実施状況等について調査する。
- 上記の調査過程において、対象職員が単独で実施した全ての鑑定に関し、A：捜査・公判への影響の有無、B：鑑定の実施状況（不適切な取扱いがある場合はその内容を含む。）の確認を行う。
- 上記A及びBの確認は、a：佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定130件¹、b：それ以外の対象職員が実施した513件（DNA型鑑定502件、その他11件）の鑑定の順に実施する。

【図表1 調査対象及び確認内容】

	A：捜査・公判への影響の有無の確認	B：対象職員による鑑定の実施状況の確認
a：佐賀県警察が不適切と判断した鑑定（130件）	A－a	B－a
b：対象職員が実施した他の鑑定（513件）	A－b	B－b

(2) 不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策（監察実施項目②について）

- 上記の調査を通じて、佐賀県警察におけるDNA型鑑定の業務上の問題点を抽出する。
- 抽出された業務上の問題点について、その原因を分析し、再発防止策の検討を行う。

(3) 監察結果の取りまとめ

- 上記のカテゴリーに分けて、順次、確認作業及び業務上の問題点の抽出を行い、それらを踏まえて原因分析、再発防止策の検討を実施し、監察結果を取りまとめる。
- 取りまとめた監察結果に基づき、佐賀県警察に対する指導を行う。

（補足資料1：「佐賀県警察における対象職員による鑑定の実施状況に係る調査」参照）

1 1通の鑑定嘱託書を受けて行った鑑定を1件とする。

5 確認作業の進め方

対象職員が単独で行った全ての鑑定に関する確認を実施するため、刑事企画課刑事指導室長の統括の下、警察庁刑事局・科学警察研究所の職員を構成員とする以下の2つの体制を構築して確認作業を実施した。

(1) 捜査・公判への影響の有無の確認

ア 体制

刑事企画課課長補佐、係長等(17名)

イ 目的

対象職員による鑑定結果²の捜査・公判における使用状況を確認し、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」といった捜査・公判への影響の有無を確認する。

ウ 確認項目

(7) 事前準備

対象職員が鑑定を実施した事案に関する事件書類等を集約する。

(イ) 確認の内容

佐賀県警察に保管されていた送致書類・捜査報告書等の関係書類を精査し、①鑑定結果の捜査への使用状況、②鑑定結果の検察庁への送致の有無、③送致した事案については、公判での使用状況について佐賀県警察が確認した状況、を確認し、捜査・公判への影響の有無を確認する。

(2) 対象職員による鑑定の実施状況の確認

ア 体制

科学警察研究所生物第四研究室長、主任研究官、犯罪鑑識官付鑑定人等(17名)

イ 目的

対象職員が単独で行ったDNA型鑑定等について、保存されている資料や電子データにより、不適切な取扱いの有無を確認する。

ウ 確認項目

(7) 事前準備

- 佐賀県警察科学捜査研究所に保存されている決裁資料のほか、写真や鑑定機器等に保存されている電子データを整理する。
- 対象職員による鑑定の実施状況を確認する手順を整理する。
⇒ 外部有識者である玉木京都大学名誉教授・青木名古屋市立大学名誉教授から意見聴取を実施し、その内容を反映する。

(イ) 確認の内容

対象職員の決裁文書に添付されている写真、定量³結果及び電気泳動⁴結果を印刷した資料と鑑定機器等に保存されている電子データを比較することなどにより、不適切な取扱いの有無を確認する。

(補足資料2：「特別監察における対象職員による鑑定に係る確認手順」参照)

2 鑑定資料にヒトDNAが含まれているか、含まれている場合にはどのようなDNA型かといった鑑定を通じて明らかになった事項

3 DNA抽出液(P.6脚注参照)やコントロール(P.6脚注参照)に含まれるヒトDNA量を検査すること

4 DNA増幅液(P.6脚注参照)やコントロール、アレリックラダー(P.6脚注参照)にどのようなDNAが含まれているかを検査すること

第1 DNA型鑑定の実施体制とその実施状況

1 佐賀県警察におけるDNA型鑑定の実施体制

佐賀県警察科学捜査研究所におけるDNA型鑑定の実施体制等を確認した結果については、以下のとおりであった。

(1) 佐賀県警察科学捜査研究所におけるDNA型鑑定の実施体制

対象職員がDNA型鑑定に従事していた期間（平成27年7月から令和6年10月）における佐賀県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定の実施体制（所長、副所長を除く。）は次のとおりである。

- 平成27年～平成29年 6名（補佐3、副主査2、係員1（対象職員））
- 平成30年 6名（参事1、補佐2、係長1、副主査1、係員1（対象職員））
- 平成31年・令和元年 6名（参事1、補佐2、係長1、副主査2（1名は対象職員））
- 令和2年 6名（参事1、補佐2、係長2、副主査1（対象職員））
- 令和3年 5名（補佐2、係長2、主査1（対象職員））
- 令和4年～令和6年 6名（参事2、係長2、主査1（対象職員）、係員1）

(2) 佐賀県警察科学捜査研究所に対するDNA型鑑定嘱託件数

対象職員がDNA型鑑定に従事していた期間における佐賀県警察科学捜査研究所に対するDNA型鑑定嘱託件数は次のとおりである。

- 平成27年 1,071件
- 平成28年 874件
- 平成29年 1,033件
- 平成30年 920件
- 平成31年・令和元年 978件
- 令和2年 939件
- 令和3年 915件
- 令和4年 913件
- 令和5年 1,073件
- 令和6年 1,233件

（補足資料3：「佐賀県警察におけるDNA型鑑定の流れ等」参照）

2 特別監察における対象職員による鑑定の実施状況の確認結果

(1) 特別監察において確認された不適切な取扱い

- 対象職員が単独で実施した643件の鑑定について確認したところ、20種類（佐賀県警察が確認した9種類に加えて11種類）の不適切な取扱いが確認された。
- 特別監察において確認された20種類の不適切な取扱いのうち、鑑定（再鑑定⁵を含む。）結果に実質的な影響が出るおそれがあったものは7種類であった。
- 残りの13種類は、
 - ・ 対象職員による不適切な取扱いが認められたが、鑑定結果に実質的な影響はなかったもの 12種類
（内訳）
 - 検査・解析に関するもの 7種類
 - 書類の記載・資料の取扱い等に関するもの 5種類
 - ・ 対象職員による不適切な取扱いは認められなかったが、鑑定作業が不十分であったもの 1種類

(2) 不適切な取扱いの内容

各不適切な取扱いの内容は次のとおりであった。（別表参照）なお、1件の鑑定において複数の不適切な取扱いが認められた場合があった。

A 対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定（再鑑定）結果に実質的な影響が出るおそれがあったもの（7種類）

- 当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施<[1]>⁶
鑑定資料が切り取られていないにもかかわらず、当該鑑定資料を使用して検査をしたように装ったもの
- 鑑定残余資料の紛失・偽装<[2]>
鑑定後の残余資料を紛失し、異なる資料を残余資料であるかのように装ったもの
- 鑑定資料の取り違え<[7]-①>
複数の鑑定資料をまとめて囑託されたDNA型鑑定において、鑑定作業の途中で鑑定資料を取り違えていたもの
- 電気泳動の不実施<[7]-②>
定量後、引き続き行うべき検査を行っていないかったもの

5 鑑定後の残余資料に対して改めて行う鑑定

6 <>内には、佐賀県警察の調査で確認された不適切な取扱いと同様のものには、対応する[1]～[6]-4の番号を付し、特別監察で新たに確認された不適切な取扱いには、[7]-①～[7]-⑪の番号を付した。

○ 別の鑑定資料のDNA抽出液等の使用<[7]-③>

鑑定資料のDNA抽出液⁷・DNA増幅液⁸として、別の鑑定資料のものを使用していたもの

○ 別の鑑定資料の電気泳動データの使用<[7]-④>

鑑定資料の電気泳動データとして、別の鑑定資料のものを使用していたもの

○ DNA型の不適切な判定<[7]-⑤>

電気泳動結果を適切に組み合わせることで判定すれば、より多い座位数の検出を回答することができたもの

B 対象職員による不適切な取扱いが認められたが、鑑定結果に実質的な影響はなかったもの（12種類）

（検査・解析に関するもの） 7種類

○ 定量日時等の不適切な変更<[4]>

定量結果資料の作成に当たり、定量日時やコントロール⁹の定量結果の数値等を変更していたもの

○ コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ<[5]>

電気泳動データの解析結果資料の作成に当たり、鑑定資料以外のコントロールやアレリックラダー¹⁰の電気泳動データを不適切に組み合わせ使用していたもの

○ DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更<[7]-⑥>

電気泳動データの解析に必要な指標を得るための試薬（サイズマーカー¹¹）の解析条件を、解析により検出されるDNA型に影響しない程度で変更し、解析を行ったもの

○ 本来は使用しない電気泳動データの使用<[7]-⑦>

当該鑑定資料の電気泳動データには問題がなかったが、同時に電気泳動をしたアレリックラダーに検査不良が認められたため、本来使用しない当該鑑定資料の電気泳動データを使用して、決裁用の解析結果資料を作成したもの

7 試料（鑑定資料のうち検査に使用する部分）に抽出試薬を加え、専用の機器を用いることで、試料中に含まれるDNAを抽出・精製した溶液

8 増幅試薬にDNA抽出液の一部を加え、専用の機器を用いることで、DNA抽出液中に含まれるDNAを増やした溶液

9 検査が正常に行われていることを確認するために鑑定資料と同時に検査するもの

10 電気泳動結果を解析する際に必要となるDNA型の指標を得るために鑑定資料と同時に検査するもの

11 電気泳動結果を解析する際に必要となる補正をするために各DNA増幅液に加えて検査するもの

○ コントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用<[7]-⑧>

鑑定資料から「DNA型不検出」との結果を得たにもかかわらず、DNAを含まないコントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用し、決裁用の解析結果資料を作成したもの

○ 電気泳動の不適切な実施<[7]-⑨>

本来、当該鑑定資料のDNA抽出液から別々に作成したDNA増幅液2種類に、それぞれ電気泳動を実施すべきところ、1種類のDNA増幅液を使用して電気泳動を2回実施し、それらの結果を使用して、DNA型判定を行っていたもの

○ 解析結果資料の印刷日時の変更<[7]-⑩>

事実と異なる印刷日時を表示した電気泳動データの解析結果資料を作成したもの

(書類の記載・資料の取扱い等に関するもの) 5種類

○ ワークシート¹²の不適切な記載<[3]>

ワークシートに事実と異なる記載をしたもの

○ 鑑定資料の付属品の紛失<[6]-2>

鑑定嘱託を受けた際に鑑定資料に付属していたものを紛失したもの

○ 鑑定資料の不適切な切り取り<[6]-3>

ワークシートに記載せずに鑑定資料の一部を切り取り、その後の検査を行っていないかったもの

○ 鑑定結果の回答漏れ<[6]-4>

鑑定結果を鑑定嘱託を受けた所属に回答していなかったもの

○ ワークシートの未作成<[7]-⑪>

ワークシートの作成が確認できなかったもの

C 対象職員による不適切な取扱いは認められなかったが、鑑定作業が不十分であったもの(1種類)

○ 予備検査¹³の不十分な実施<[6]-1>

対象職員による鑑定ではDNA型が検出されなかった鑑定において、対象職員による予備検査が不十分であったもの

(補足資料4:「特別監察において確認した不適切な取扱い一覧」参照)

(補足資料5:「特別監察において確認した不適切な取扱いの詳細」参照)

12 鑑定の経緯・手順や日時等を記載した書類

13 鑑定資料に血液や精液等が付着しているかを検査すること

(3) 対象職員による不適切な取扱いの特徴

特別監察において確認された不適切な取扱いの内容や対象職員本人及び佐賀県警察科学捜査研究所職員に対するヒアリング等を踏まえると、対象職員による不適切な取扱いには以下のような特徴が見受けられた。

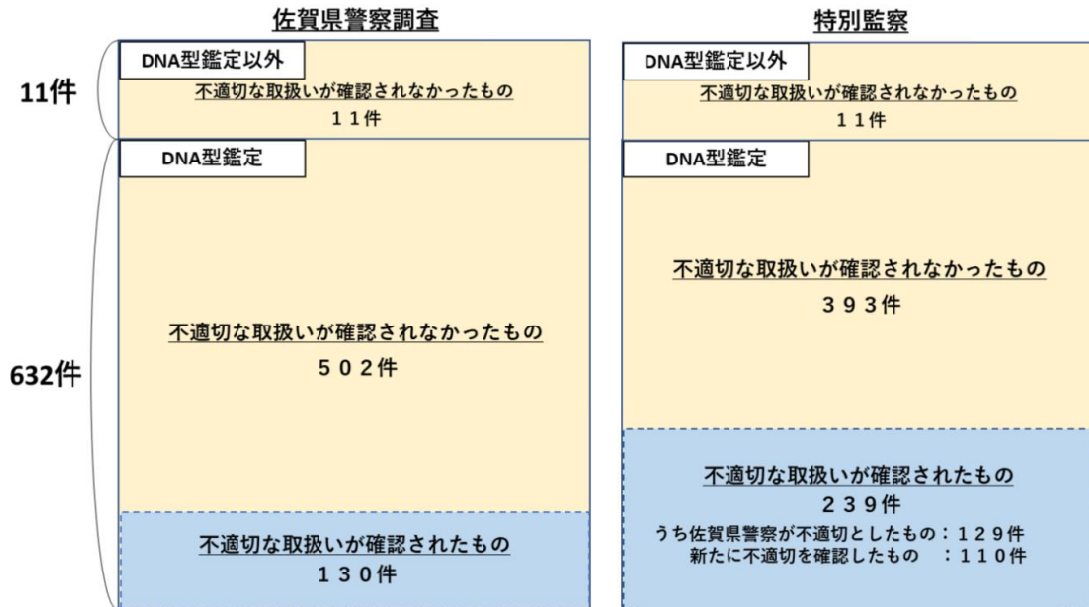
- 鑑定資料の検査を行わずに、鑑定資料からDNA型が検出されなかったとする決裁書類を作成するなどする「当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施」や「電気泳動の不実施」といった不適切な取扱いは、当該鑑定資料からはDNA型は検出されないだろうという自己の予想に合致する鑑定資料の検査結果や決裁書類とするために行われたものと考えられる。
- 紛失した鑑定残余資料を代替りのもので偽装した「鑑定残余資料の紛失・偽装」や、やり直すべき検査をやり直さずに、解析条件を変更して解析を行った「DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更」といった不適切な取扱いは、自己の誤りや不十分な検査結果を隠すために行われたものと考えられる。
- 決裁書類の日付等を変更する「定量日時等の不適切な変更」や「ワークシートの不適切な記載」、電気泳動結果の解析結果資料の作成に当たり、コントロール等の電気泳動データを不適切に組み合わせる「コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ」といった不適切な取扱いは、佐賀県警察科学捜査研究所では、鑑定着手から鑑定終了までに要した期間の確認、コントロールの検査結果について一定の基準を満たしているかの確認等がなされていたことから、上司から指摘を受けず、決裁を終えられるような決裁書類とするために行われたものと考えられる。

(4) 対象職員による鑑定の実施状況の確認結果

対象職員が単独で実施した鑑定643件（DNA型鑑定632件、DNA型鑑定以外の鑑定11件¹⁴）のうち、239件（佐賀県警察が不適切とした129件¹⁵に加え、110件）のDNA型鑑定に第1-2(2)の不適切な取扱いがあることが確認された。

特別監察において、新たに不適切な取扱いが確認された110件のうち、「対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定（再鑑定）結果に実質的な影響が出るおそれがあった鑑定」に当たるものは2件¹⁶であった。

【図表2 佐賀県警察の調査と特別監察において不適切な取扱いが確認された件数】



（補足資料6：「佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）の分類表」参照）

（補足資料7：「特別監察において新たに不適切と判断したDNA型鑑定（110件）の分類表」参照）

（補足資料8：「特別監察において不適切な取扱いが確認されなかった対象職員による鑑定」参照）

（補足資料9：「特別監察において不適切な取扱いが確認されなかった対象職員による鑑定（404件）の分類表」参照）

(5) 再鑑定の実施状況の確認結果

対象職員による鑑定後の残余資料が保管されていた鑑定（124件¹⁷）について、佐賀県警察が実施した残余資料¹⁸の鑑定に、不適切な取扱いは認められなかった。

14 血液に係る鑑定3件、精液に係る鑑定3件、毛髪に係る鑑定2件、唾液に係る鑑定1件、骨に係る鑑定1件、尿に係る鑑定1件

15 佐賀県警察が不適切とした130件のうち、1件は不適切な取扱いが確認されなかった。これは、佐賀県警察の調査では、対象職員による鑑定でDNA型が検出されなかったが再鑑定ではDNA型が検出されたことをもって、不適切な取扱いのあった鑑定と判断されていたもの。この1件は、犯人を検挙している事件に関する鑑定で鑑定結果を送致していないもので、鑑定資料は、窃盗事件の被害品（下着）から採取した微物であり、特別監察において確認した結果、対象職員が行うべき検査を意図的に行っていないといった不適切な取扱いやDNA型が検出されたことを隠していたといった不適切な取扱いは確認されず、また、対象職員による予備検査が不十分であったといったことも確認されなかったことから、不適切な取扱いのあった鑑定と認定しなかったもの。

16 「電気泳動の不実施」（1件）及び「別の鑑定資料の電気泳動データの使用」（1件）

17 DNA型鑑定123件と精液に係る鑑定1件。DNA型鑑定のうち3件の残余資料については、実際は対象職員が異なる資料を残余資料であるかのように装っていたものであった。

18 対象職員が残余資料であるかのように装っていたものを含む。

3 特別監察における捜査・公判への影響の有無の確認結果

(1) 捜査・公判への影響等の確認結果

特別監察において不適切な取扱いが確認された239件のDNA型鑑定について、その実施目的に応じて分類した上で、対象職員による鑑定結果を基にした警察活動等により、下記のような捜査・公判への影響や行政上の支障が生じていないかを捜査書類等により確認した結果は下記のとおりである。

(補足資料10：「特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定（239件）の目的別の内訳」参照)

ア 捜査への影響

対象職員により不適切な取扱いが行われた鑑定結果を基にした警察活動により、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査上の不適切な事態や支障が生じているものはなかった。

犯人を特定し、検挙するために実施したDNA型鑑定で当該鑑定に関する事件が捜査中¹⁹のもの又は時効が成立している²⁰もの（以下「捜査中・時効のもの」という。）の中に、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」ことが鑑定機器等に保存されている電子データや再鑑定結果から確認されたものはなかった。

他方、捜査中・時効のもののうち29件（捜査中21件、時効8件）については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることが、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いがあったことによるものとは認められず、鑑定結果自体に問題は認められなかったが、鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されておらず再鑑定が実施できていないことなどから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性を排除しきれないため、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった²¹。（第1-3(2)参照）

また、捜査中・時効のもののうち8件（捜査中6件、時効2件）については、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることが、対象職員による不適切な取扱いによるものと認められ、対象職員が適切に鑑定を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかった²²。（第1-3(3)参照）

イ 公判への影響

対象職員による鑑定結果で公判に使用されているものはなく、公判に影響はなかった。

19 特別監察を開始した令和7年10月8日時点

20 特別監察を開始した令和7年10月8日時点

21 次頁の総括表中では、「DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの」と表記

22 次頁の総括表中では、「DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるもの」と表記

ウ 行政上の支障

対象職員による鑑定結果により行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じているものはなかった。

【図表3 捜査・公判への影響等の有無の確認事項】

A 捜査への影響

A-1 対象職員により不適切な取扱いが行われた鑑定結果を基にした警察活動により、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査上、不適切な事態や支障が生じていないか。

A-2 対象職員により不適切な取扱いが行われた鑑定結果により、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか。

B 公判への影響

対象職員により不適切な取扱いが行われた鑑定結果が検察庁に送致され、公判で使用されることにより、公判に影響を与えていないか。

C 行政上の支障

対象職員により不適切な取扱いが行われた鑑定結果により、行政目的で行われる死体や行方不明者の身元確認に支障が生じていないか。

【図表4 捜査・公判への影響等の確認結果の総括表】

	(捜査への影響)		(公判への影響)	(行政上の支障)
	A-1	A-2	B	C
I 犯人を特定し、検挙するための鑑定 (121件)				
① 検挙事件 (59件)	影響なし (59件)	—	影響なし (59件) ※	—
② 捜査中 (42件)	影響なし (42件)	影響なし (15件) 影響不明 (27件) (内訳) ・DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの (21件) ・DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるもの (6件)	—	—
③ 時効 (19件)	影響なし (19件)	影響なし (9件) 影響不明 (10件) (内訳) ・DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの (8件) ・DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるもの (2件)	影響なし (19件)	—
④ 事件性なし (1件)	影響なし (1件)	—	—	—
II 被害者・参考人のDNA型を確認するための鑑定 (11件)				
	影響なし (11件)	—	影響なし (11件)	—
III 変死体(犯罪による死亡の疑いがある死体)の事件性の判断や身元の確認を行うための鑑定 (60件)				
① 事件性の判断 (33件)	影響なし (33件)	—	—	—
② 身元の確認 (27件)	影響なし (27件)	—	—	—
IV 死体の身元を確認するための鑑定 (32件)				
	—	—	—	支障なし (32件)
V 行方不明者の身元を確認できるようにするための鑑定 (15件)				
	—	—	—	支障なし (15件)

※ このうち、2件の鑑定結果は家庭裁判所に送致され、1件の鑑定結果は略式命令の請求に当たり、証拠として提出されていた。

- (補足資料11:「特別監察において不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(239件)の捜査・公判への影響の有無の確認結果(補足)」参照)
- (補足資料12:「対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定(再鑑定)結果に実質的な影響が出るおそれがあったもの(7種類)の捜査への影響等の確認結果」参照)
- (補足資料13:「佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定(130件)の捜査・公判への影響等の確認結果の詳細」参照)
- (補足資料14:「特別監察において新たに不適切な取扱いが確認されたDNA型鑑定(110件)の捜査・公判への影響等の確認結果の詳細」参照)

(2) 捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったもののうち、DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないものについて

第1-3(1)のとおり、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることが、対象職員の鑑定作業に不適切な取扱いがあったことによるものとは認められず、鑑定結果自体に問題は認められなかったが、再鑑定の未実施等により、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったとした29件（捜査中21件、時効8件）について、不適切な取扱いの種別や再鑑定の実施の有無別の判断の理由は、次のとおりである。

【図表5 不適切な取扱いの種別及び再鑑定の実施の有無（DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの）】

【DNA型不検出の鑑定結果自体に問題は認められないもの】	A：対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定（再鑑定）結果に実質的な影響が出るおそれがあった鑑定	B：対象職員による不適切な取扱いが認められたが、鑑定結果に実質的な影響はなかつた鑑定
1：対象職員による鑑定結果がDNA型不検出で、再鑑定でDNA型を検出しなかつたもの	0件	13件 (捜査中12件、時効1件)
2：対象職員による鑑定結果がDNA型不検出で、再鑑定を実施していないもの	1件 (捜査中1件、時効0件)	15件 (捜査中8件、時効7件)

A-2 「対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定（再鑑定）結果に実質的な影響が出るおそれがあった鑑定²³」のうち「対象職員による鑑定結果がDNA型不検出で、再鑑定を実施していないもの」 1件

- この1件は、「鑑定残余資料の紛失・偽装」が認められたものであり、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性が排除しきれないため、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかつたと判断したもの。（対象職員が鑑定後の残余資料を紛失していたことから再鑑定を実施していないもの。）

23 「鑑定残余資料の紛失・偽装」（1件）が行われていたもの

B-1 「対象職員による不適切な取扱いが認められたが、鑑定結果に実質的な影響はなかった鑑定²⁴」のうち「対象職員による鑑定結果がDNA型不検出で、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの」 13件

- 対象職員による鑑定当時と全く同じ鑑定資料で再鑑定が行えているわけではないことから、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出であり、再鑑定でDNA型を検出しなかったとしても、再鑑定においてDNA型が不検出となっている原因として、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が鑑定を行った際にDNA型を検出できた可能性を完全には排除できないため、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったと判断したもの。

B-2 「対象職員による不適切な取扱いが認められたが、鑑定結果に実質的な影響はなかった鑑定」のうち「対象職員による鑑定結果がDNA型不検出で、再鑑定を実施していないもの」 15件

- 対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることに関して、対象職員の鑑定結果がDNA型不検出となっている場合でも、再鑑定でDNA型が検出されたものがあることを踏まえると、再鑑定を行うことができれば、DNA型が検出された可能性もあることから、対象職員による鑑定でDNA型が検出できた可能性が排除しきれないため、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないと断定できず、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったと判断したもの。（鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったことから再鑑定を実施していないもの。）

24 「定量日時等の不適切な変更」、「コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ」、「コントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用」、「ワークシートの不適切な記載」、「鑑定結果の回答漏れ」又は「ワークシートの未作成」が行われていたもの（複数該当のものを含む。B-2についても同じ。）

(3) 捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったもののうち、DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるものについて

第1-3(1)のとおり、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることが、対象職員による不適切な取扱いによるものと認められ、対象職員による不適切な取扱いにより「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったと判断した8件（捜査中6件、時効2件）について、不適切な取扱いの種別や再鑑定の実施の有無別の判断の理由は、次のとおりである。

【図表6 不適切な取扱いの種別及び再鑑定の実施の有無（DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるもの）】

【DNA型不検出の鑑定結果が不適切な取扱いによるもの】	A：対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定（再鑑定）結果に実質的な影響が出るおそれがあった鑑定	B：対象職員による不適切な取扱いが認められたが、鑑定結果に実質的な影響はなかった鑑定
1：対象職員による鑑定結果がDNA型不検出で、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの	6件 (捜査中6件、時効0件)	0件
2：対象職員による鑑定結果がDNA型不検出で、再鑑定を実施していないもの	2件 (捜査中0件、時効2件)	0件

A-1 「対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定（再鑑定）結果に実質的な影響が出るおそれがあった鑑定²⁵」のうち「対象職員による鑑定結果がDNA型不検出で、再鑑定でDNA型を検出しなかったもの」 6件

- 6件のうち5件²⁶は「当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施」、1件²⁷は「電気泳動の不実施」が認められたものであり、鑑定資料に含まれるDNAが微量である場合があることや鑑定資料の経年劣化も想定し得ることを踏まえると、対象職員が適切に鑑定を行っていれば、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったと判断したもの。

25 「当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施」（5件）及び「電気泳動の不実施」（3件）

26 邸宅侵入・窃盗未遂事件（被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。）（分類表番号A【I-2】4）、邸宅侵入・窃盗未遂事件（被疑者は、邸宅内に侵入し、物色したものである。）（分類表番号A【I-2】6）、器物損壊事件（被疑者は、駐車中の自動車の一部を損壊したものである。）（分類表番号A【I-2】7）、住居侵入・窃盗事件（被疑者は、被害者方に侵入し、現金を窃取したものである。）（分類表番号A【I-2】11）、窃盗事件（被疑者は、ロッカーから、現金を窃取したものである。）（分類表番号A【I-2】19）

27 器物損壊事件（被疑者は、ドアに尿のようなものをかけ、汚損させたものである。）（分類表番号A【I-2】17）

A-2 「対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定（再鑑定）結果に実質的な影響が出るおそれがあった鑑定²⁸」のうち「対象職員による鑑定結果がDNA型不検出で、再鑑定を実施していないもの」 2件

- これら2件²⁹は「電気泳動の不実施」が認められたものであり、対象職員が適切に鑑定を行っていたら、その際にDNA型が検出できた可能性が認められるが、再鑑定を実施してその点を確認することができず、一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかったと判断したもの。（鑑定嘱託所属において既に残余資料が保管されていなかったことから再鑑定を実施していないもの。）

（補足資料6：「佐賀県警察が不適切と判断したDNA型鑑定（130件）の分類表」参照）

（補足資料7：「特別監察において新たに不適切と判断したDNA型鑑定（110件）の分類表」参照）

28 「当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施」（5件）又は「電気泳動の不実施」（3件）が行われていたもの（脚注25【再掲】）

29 佐賀県迷惑行為防止条例違反事件（被疑者は、被害者の身体を触ったものである。）（分類表番号A【I-3②】1）、窃盗事件（被疑者は、商店から、物品を窃取したものである。）（分類表番号B【I-3①】1）

(4) 家庭裁判所に鑑定結果が送致されたものや略式命令の請求に当たり、証拠として提出されたものについて

239件の鑑定結果の中に、公判で使用されたものはなかったが、2件の鑑定結果は検察庁から家庭裁判所に送致され、1件の鑑定結果³⁰は略式命令³¹の請求に当たり、証拠として提出されていた。

検察庁から家庭裁判所に送致された2件について、家庭裁判所に対し、少年審判における鑑定結果の使用の有無や影響について確認したが、裁判官の判断に関わるものであることからお答えできないという理由で回答が得られなかった。なお、これら2件のうち1件に関する事件については、被疑者の自供や引き当たりにより、送致した人物が犯人であることを立証しているものであり、残りの1件に関する事件については、参考人の供述や被疑者の自供により、送致した人物が犯人であることを立証しているものであった。

また、略式命令の請求に当たり、証拠として提出されていた1件は、同一被疑者により同一被害者に対して連続して行われた佐賀県迷惑行為防止条例違反事件のうちの一つの事件における鑑定であり、略式命令の請求は、他の一連の事件とまとめて行われたものであった。略式命令の請求が行われた一連の事件における犯人性の立証に当たっては、自供、被害者・参考人供述、対象職員以外の職員による現場遺留物のDNA型鑑定結果等も用いられていた上、略式命令の請求は、あらかじめ、公判が行われない略式手続によることについて異議がないことを被疑者に確認した上で行うものであることから、略式命令の請求が行われた一連の事件において、被疑者が犯人であることに争いはなかったものと認められ、また、対象職員による鑑定に係る鑑定資料からは、本件発覚後に別の職員が実施した再鑑定によっても、被疑者のDNA型が検出されていた。

30 特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの1件

31 刑事訴訟法第461条の規定に基づき、簡易裁判所が、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前に、100万円以下の罰金又は科料を科すもの

第2 不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策

1 不適切事案の要因

本事案が、警察が取り組む客観証拠に基づく緻密かつ適正な捜査の重要な柱の一つであるDNA型鑑定において不適切な取扱いが行われたものであることや、平成28年8月³²から8年以上の長期間にわたり不適切な取扱いが行われ、また、その間、誰もその不適切な取扱いに気付けなかったことを踏まえ、特別監察においては、再発防止策を検討するに当たり、佐賀県警察職員からの聞き取り、対象職員による鑑定の実施状況の確認、対象職員による鑑定に関連する捜査書類等の確認等を行った。これらにより把握した事項から考えられる本件不適切事案を防止できなかった要因については、下記のとおりであった。

【図表7 不適切事案の要因の概要】

A 対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制

- ① 適正な鑑定業務に係る職員の倫理観の欠如
- ② 人的課題への組織的な取組の不足
- ③ 風通しのよい組織づくりに係る取組の不足
- ④ 多数のDNA型鑑定による業務負担

B 不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足

- ⑤ 鑑定作業の各段階におけるチェック不足
- ⑥ 鑑定資料の不適切な管理
- ⑦ 事後検証を容易とするためのルールの欠如
- ⑧ 鑑定資機材に係る管理・整備の不足
- ⑨ 不適切事案の防止を念頭に置いた制度設計の欠如
- ⑩ 鑑定嘱託所属と科学捜査研究所との連絡体制の不足

C 幹部による不十分な業務管理

- ⑪ 不十分な決裁機能
- ⑫ 不適切な取扱いを抑止する観点からの電子データの管理不足
- ⑬ 整理整頓、業務管理等が不十分な職場環境

A 対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制

以下のとおり、対象職員の鑑定業務に係る倫理観が欠如しており、また、鑑定に従事する職員に対するサポート体制が不十分であった。

① 適正な鑑定業務に係る職員の倫理観の欠如

鑑定結果だけでなく手続等も含め、適正な鑑定を実施することが鑑定業務に携わる者の責務であるとの自覚を欠き、適正な鑑定業務に係る職員の倫理観が欠如していた。

32 特別監察において不適切な取扱いが確認された対象職員による鑑定239件のうち、最も早い時期に行われた不適切な取扱いは平成28年8月に行われたものであった。なお、この不適切な取扱いが行われた鑑定は、特別監察において新たに不適切な取扱いが確認された110件の中の1件である。

② 人的課題への組織的な取組の不足

専門的な技能を有する少数の職員で構成される所属において生じ得る閉鎖的な人間関係、硬直的な人事等の弊害への対策に組織的に取り組まれておらず、また、職員の倫理観や管理能力等の向上に必要な機会や情報の提供をはじめとした人材育成に係る取組が不足していた。

③ 風通しのよい組織づくりに係る取組の不足

上司と部下がお互いに躊躇せず意思疎通を図ることや、業務の改善に関して建設的に議論することが可能な風通しのよい組織づくりに係る取組が不足していた。

④ 多数のDNA型鑑定による業務負担

他の証拠により被疑者が特定されている事件に関するものも含め多数のDNA型鑑定に係る業務負担が、対象職員の作業や、他の職員が丁寧な業務指導や決裁等に割ける時間の確保に影響していた。

B 不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足

以下のとおり、鑑定に従事する職員による不適切な鑑定業務を防止するための対策が不足していた。

⑤ 鑑定作業の各段階におけるチェック不足

鑑定作業の各段階におけるチェックが不足していたことにより、検査時の不適切な取扱いを防ぐことができなかった。

⑥ 鑑定資料の不適切な管理

鑑定途中の鑑定資料の組織的な管理が不足していたことから、残余資料の紛失が起きることとなり、また、これを隠すための別の資料による偽装が可能な状況となっていた。

⑦ 事後検証を容易とするためのルールの欠如

ワークシートをいつどのように作成するか、DNA型鑑定機器を使用した際にデータにどのように命名するかといった鑑定作業及び機器使用に係る細かな手順が職員間で統一されておらず、不適切なワークシートが作成されるなどした。

⑧ 鑑定資機材に係る管理・整備の不足

情報セキュリティや業務管理の観点から、鑑定資機材に関する必要な措置が講じられていなかった。

⑨ 不適切事案の防止を念頭に置いた制度設計の欠如

鑑定作業を実施する職員と鑑定資料の受付や返還等を担当する職員を別に配置するなど、不適切事案の防止を念頭においた制度設計が欠けていた。

⑩ 鑑定嘱託所属と科学捜査研究所との連絡体制の不足

鑑定嘱託所属と科学捜査研究所との連絡体制が不足していた。

C 幹部による不十分な業務管理

以下のとおり、幹部による鑑定に従事する職員に対する業務管理が不十分であった。

⑪ 不十分な決裁機能

各検査の整合性等を書類上で確認するに当たって、上司による精査・確認が不十分であったことから、各書類が不適切に作成されたものであることに気づけなかった。

⑫ 不適切な取扱いを抑止する観点からの電子データの管理不足

検査結果の電子データやDNA型鑑定機器に含まれている電子計算機の使用ログを検証するといったことが定期的に行われておらず、電子データ上で行われる不適切な取扱いを抑止する観点からの管理が不足していた。

⑬ 整理整頓、業務管理等が不十分な職場環境

鑑定作業中の資料の紛失等を予防する観点からの作業台の整理整頓といった鑑定業務に当たっての環境整備が不十分であり、また、職員の鑑定作業の進捗管理や改善措置についても不十分であった。

(補足資料15:「対象職員による最初の不適切な取扱いの時期」参照)

(補足資料16:「分析に当たり把握した事項と本件不適切事案を防止できなかった要因」参照)

2 要因を踏まえた対策

特別監察によって把握した本件不適切事案を防止できなかった3つの要因

- 対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制
- 不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足
- 幹部による不十分な業務管理

を踏まえ、

- 職員一人一人の倫理観を高めるとともに、十分なサポートを行うことや、幹部による十分な業務管理を実現することを目的とした「組織マネジメントと職員サポートの強化」
- 不適切なDNA型鑑定業務を防止することを目的とした「DNA型鑑定作業の厳格化・標準化」及び「電子データや鑑定資機材の管理の徹底」

に取り組む必要がある。

また、対象職員がワークシートを適切に作成していなかったことや、鑑定の残余資料を紛失していたことなどを踏まえ、改めて、

- DNA型鑑定の運用に関する指針³³やその留意事項³⁴に基づいた「DNA型鑑定の適正な運用の徹底」

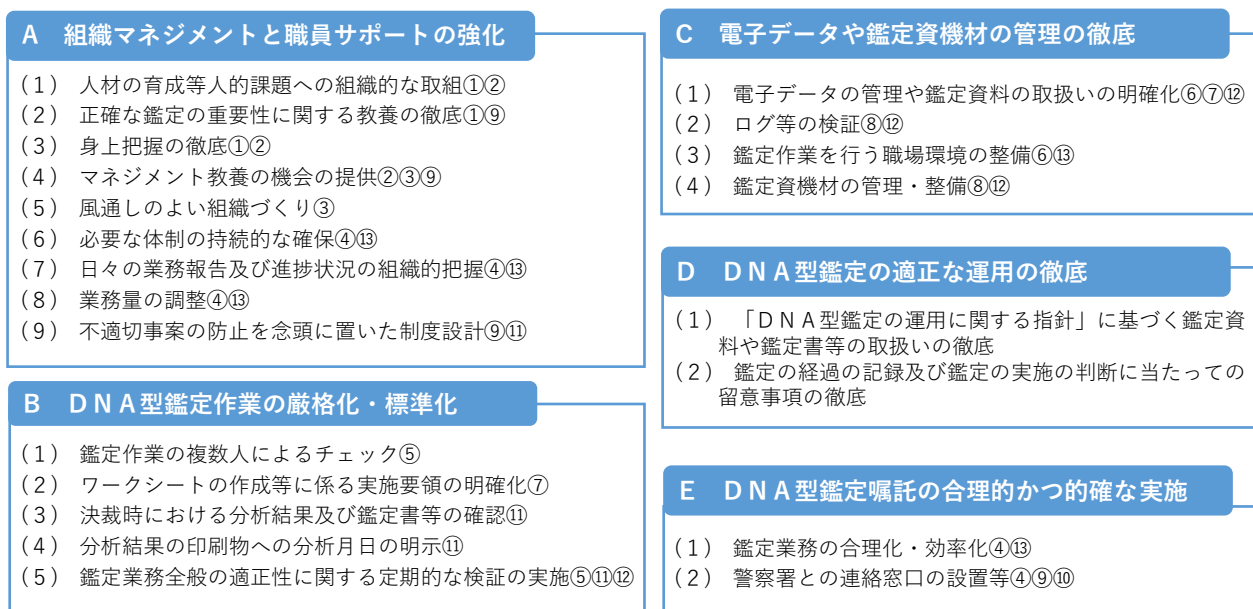
を図る必要がある。

このほか、職員の業務負担を軽減するためには、DNA型鑑定業務の合理化・効率化に取り組む必要があるところ、そのためには、

- 鑑定嘱託を行う捜査部門における「DNA型鑑定嘱託の合理的かつ的確な実施」にも取り組む必要がある。

これらの対策の具体的な内容については下記のとおりである。

【図表8 対策の全体像】



注：各対策横の丸囲みの数字は、対応する特別監察において認定した要因の番号

33 「DNA型鑑定の運用に関する指針について（通達）」（令和6年3月29日付け警察庁丙鑑発第14号ほか）

34 「DNA型鑑定の実施における留意事項について（通達）」（令和3年4月1日付け警察庁丁鑑発第499号ほか）

A 組織マネジメントと職員サポートの強化³⁵

(1) 人材の育成等人的課題への組織的な取組①³⁶②

- ・ 人事交流等により他県警察における取組や技術に接する機会を増やすなど、職員の鑑定能力等の向上に必要な機会や情報を提供することにより、計画的な人材育成を図る。

(2) 正確な鑑定の重要性に関する教養の徹底①⑨

- ・ 幹部職員³⁷に、鑑定人に対する随時の個別面談や日常の会話のほか、各種会議を利用するなどして、鑑定は公判等において多方面からその正確性を検証され、いささかの疑義であっても見逃されることはないことについて、教養を徹底させる。

(3) 身上把握の徹底①②

- ・ 幹部職員に、鑑定人に対する随時の個別面談や日常の会話等を通じて、業務上のストレスとして感じていること及び私生活上の困り事はないかなど、身上把握を徹底させる。

(4) マネジメント教養の機会の提供②③⑨

- ・ 幹部職員にマネジメント教養の機会を提供し、人材育成、組織運営及び業務管理に必要な知識や技能を身に付けさせる。

(5) 風通しのよい組織づくり③

- ・ 少人数ミーティングの実施等を通じた業務の改善に関する建設的な議論が可能な風通しのよい組織づくりに取り組む。

(6) 必要な体制の持続的な確保④⑬

- ・ 処遇の見直し等を通じた必要な能力を有する人材の継続的な採用、他県警察等との連携による業務の合理化・効率化等を通じたDNA型鑑定業務に係る必要な体制の持続的な確保を図る。

(7) 日々の業務報告及び進捗状況の組織的把握④⑬

- ・ 業務の進捗状況を毎出勤時に幹部職員に報告させ、幹部職員は進捗状況を整理した一覧表等を関係者間で共有する。

(8) 業務量の調整④⑬

- ・ 幹部職員及びその上司に、特定の鑑定人に係る業務過多又は業務遅延が発生するおそれを認めた場合には、業務の割り振りを見直させる。

(9) 不適切事案の防止を念頭に置いた制度設計⑨⑪

- ・ 組織的に鑑定業務を管理する仕組みづくりに取り組むとともに、不適切事案を想定した研修を実施する。

35 (2)、(3)、(4)、(7)、(8)については、既に「鑑定における不正を防止するための対策について（通達）」（令和7年9月8日付け警察庁丁鑑発第2220号）において指示しているもの

36 当該対策に対応する特別監察において認定した不適切事案の要因の番号

37 科学捜査研究所の科長又はこれと同等の職にある者

B DNA型鑑定作業の厳格化・標準化³⁸

(1) 鑑定作業の複数人によるチェック⑤

- ・ 鑑定作業に際しては、原則として、当該鑑定を行う鑑定人以外の研究員を補助者に置き、鑑定の過程の節目において、鑑定の過程における鑑定資料の同一性、鑑定の過程で作成した分析結果等の印刷物の原本性及び鑑定の過程で作成した作業記録に記載された鑑定の一連の過程の正確性について確認を行わせる。

(2) ワークシートの作成等に係る実施要領の明確化⑦

- ・ ワークシートの具体的な作成要領を定めるなど、鑑定作業の職員間での斉一性を高め、必要な書類の作成漏れ等の誤りの防止を図る。

(3) 決裁時における分析結果及び鑑定書等の確認⑩

- ・ 各決裁権者に、無作為に分析結果の印刷物と電子データの突合を行わせる。

(4) 分析結果の印刷物への分析月日の明示⑩

- ・ 鑑定人に、分析結果の印刷物を印刷する必要がある場合には、当該分析を行った月日を明示して印刷させる。

(5) 鑑定業務全般の適正性に関する定期的な検証の実施⑤⑩⑫

- ・ 鑑定作業の複数人によるチェック、ログの検証等の再発防止策が確実に実施されていることの定期的な検証を実施する。

C 電子データや鑑定資機材の管理の徹底³⁹

(1) 電子データの管理や鑑定資料の取扱いの明確化⑥⑦⑫

- ・ 鑑定機器の使用ログや検査データの管理要領を定め、検査データの命名規則についても統一を図る。
- ・ 鑑定途中も含め、鑑定資料の受け入れから返還までの間における鑑定資料の保管要領を定め、鑑定資料の組織的な管理を一貫して行う。

(2) ログ等の検証⑧⑫

- ・ 幹部職員に、不定期に、無作為に抽出した鑑定書及び作業記録について、その記載内容と分析機器の使用ログ及び分析機器の電子データの作成月日、最終更新月日、ファイルサイズ等に矛盾はないか、検証させる。

(3) 鑑定作業を行う職場環境の整備⑥⑬

- ・ 鑑定資料の紛失等事故を防止する観点からの作業台等の整理整頓、定期点検等を実施する。

(4) 鑑定資機材の管理・整備⑧⑫

- ・ 鑑定資機材に係るアクセス権限の管理等必要な情報セキュリティ対策の徹底を図る。
- ・ 情報セキュリティも考慮した必要な鑑定資機材の更新・整備を図る。

38 (1)、(3)、(4)については、既に「鑑定における不正を防止するための対策について（通達）」（令和7年9月8日付け警察庁丁鑑発第2220号）において指示しているもの

39 (2)については、既に「鑑定における不正を防止するための対策について（通達）」（令和7年9月8日付け警察庁丁鑑発第2220号）において指示しているもの

D DNA型鑑定の適正な運用の徹底

(1) 「DNA型鑑定の運用に関する指針」に基づく鑑定資料や鑑定書等の取扱いの徹底

- ・ 「DNA型鑑定の運用に関する指針について（通達）」（令和6年3月29日付け警察庁丙鑑発第14号ほか）により警察庁が都道府県警察に示している「DNA型鑑定の運用に関する指針」を遵守し、現場資料の鑑定の際にはなるべく資料の一部をもって行き、残余資料を適切に保管等すること、鑑定書その他鑑定結果又はその経過等が記録されている書類を適切に保管すること等について徹底させる。

(2) 鑑定の経過の記録及び鑑定の実施の判断に当たっての留意事項の徹底

- ・ 「DNA型鑑定の実施における留意事項について（通達）」（令和3年4月1日付け警察庁丁鑑発第499号ほか）により警察庁が都道府県警察に示している留意事項を遵守し、鑑定の経過等を記録したワークシートを適切に作成すること、鑑定資料に含まれるDNA量が微量である場合に適切にDNA型鑑定の実施を判断すること等について徹底させる。

E DNA型鑑定嘱託の合理的かつ的確な実施⁴⁰

(1) 鑑定業務の合理化・効率化④⑬

- ・ 個別のDNA型鑑定の必要性や緊急性を確認し優先順位の調整等を行える体制を整備する。
- ・ 鑑定資料の採取及び嘱託の必要性等の組織的な検討を、嘱託を行う所属において徹底し、そのための着眼点の明示、チェックリストの導入等を実施する。

(2) 警察署との連絡窓口の設置等④⑨⑩

- ・ 警察署及び本部事件主管課との間において、連絡、相談及び結果の回答を行う窓口担当者を任命するなどにより、警察署等との連絡窓口を設置する。

40 (2)については、既に「鑑定における不正を防止するための対策について（通達）」（令和7年9月8日付け警察庁丁鑑発第2220号）において指示しているもの

また、本件不適切事案を防止できなかつた3つの要因について、それぞれの要因と対策の対応関係については、以下の図表のとおりである。

【図表9 要因と対策の対応関係】

1 「対象職員の倫理観の欠如と不十分なサポート体制」への対策	
A-(1)	人材の育成等人的課題への組織的な取組①②
A-(2)	正確な鑑定の重要性に関する教養の徹底①⑨
A-(3)	身上把握の徹底①②
A-(4)	マネジメント教養の機会の提供②③⑨
A-(5)	風通しのよい組織づくり③
A-(6)	必要な体制の持続的な確保④⑬
A-(7)	日々の業務報告及び進捗状況の組織的把握④⑬
A-(8)	業務量の調整④⑬
E-(1)	鑑定業務の合理化・効率化④⑬
E-(2)	警察署との連絡窓口の設置等④⑨⑩
2 「不適切な鑑定業務を防止するための対策の不足」への対策	
A-(2)	正確な鑑定の重要性に関する教養の徹底①⑨
A-(4)	マネジメント教養の機会の提供②③⑨
A-(9)	不適切事案の防止を念頭に置いた制度設計⑨⑪
B-(1)	鑑定作業の複数人によるチェック⑤
B-(5)	鑑定業務全般の適正性に関する定期的な検証の実施⑤⑪⑫
C-(1)	電子データの管理や鑑定資料の取扱いの明確化⑥⑦⑫
C-(2)	ログ等の検証⑧⑫
C-(3)	鑑定作業を行う職場環境の整備⑥⑬
C-(4)	鑑定資機材の管理・整備⑧⑫
E-(2)	警察署との連絡窓口の設置等④⑨⑩
3 「幹部による不十分な業務管理」への対策	
A-(6)	必要な体制の持続的な確保④⑬
A-(7)	日々の業務報告及び進捗状況の組織的把握④⑬
A-(8)	業務量の調整④⑬
A-(9)	不適切事案の防止を念頭に置いた制度設計⑨⑪
B-(2)	ワークシートの作成等に係る実施要領の明確化⑦
B-(3)	決裁時における分析結果及び鑑定書等の確認⑪
B-(4)	分析結果の印刷物への分析月日の明示⑪
B-(5)	鑑定業務全般の適正性に関する定期的な検証の実施⑤⑪⑫
C-(1)	電子データの管理や鑑定資料の取扱いの明確化⑥⑦⑫
C-(2)	ログ等の検証⑧⑫
C-(3)	鑑定作業を行う職場環境の整備⑥⑬
C-(4)	鑑定資機材の管理・整備⑧⑫
E-(1)	鑑定業務の合理化・効率化④⑬

注：各対策横の丸囲みの数字は、対応する特別監察において認定した要因の番号

3 佐賀県警察が行っている取組

(1) 佐賀県警察において認定した「不適切事案の要因」

佐賀県警察においては次の4点を本件不適切事案の要因として挙げている。

- 適正な鑑定業務に係る職員の倫理観の欠如 (①)⁴¹
- 鑑定作業の各段階におけるチェック不足 (⑤)
- 不十分な決裁機能 (⑩)
- 鑑定依頼所属と科学捜査研究所との連絡体制の不足 (⑩)

(2) 佐賀県警察における再発防止策

上記(1)の要因を踏まえ、佐賀県警察において再発防止策として下記の取組を行っていた。

ア 職員の倫理観のかん養

- 本部長による警察署長会議での指示のほか、警務部長・首席監察官による警察本部及び警察署への業務管理、人事管理、公文書管理等に関する指導を実施していた。
- 警察署等において、職員一人一人の倫理観のかん養を図るために、少人数ミーティングを実施していた。
- 部外講師を招いてのマネジメント研修や組織管理等に関する研修を実施していた。
- 警察本部及び各所属の担当者を対象に、公文書等の適正な管理に関する研修会を実施していた。

イ 鑑定作業のチェック機能の強化

担当上司が、担当者の鑑定作業の着手から終了までの下記の各段階で立ち会い、鑑定記録や鑑定資料の内容を確認することとしていた。

- 警察署等から、鑑定の依頼を受けたとき
- 作業前に、対象資料の外観を目視確認するとき
- 対象資料から、作業に必要な部分を切り取る時
- DNA濃度の計測結果を印字するとき
- DNA型の分析結果を印字するとき
- 作業後、余った資料を警察署等に返還するとき

ウ 決裁時における確認の厳格化

鑑定結果についての決裁を担当上司が行う際に、決裁書類だけでなく、検査結果データを参照するなどし、より厳格に書類等の確認を行うこととしていた。

エ 佐賀県警察科学捜査研究所の体制強化

- 令和8年4月に新規にDNA型鑑定の担当者2名を採用していた。
- 警察署との連絡・調整窓口を設置していた。
- 科学捜査研究所内において、担当上司が担当者の鑑定作業を十分チェックできる環境を整えることなどを目的に、令和7年11月から事務作業支援担当者を配置していた。

41 () 内の数字は、対応する特別監察において認定した要因の番号

オ 職員教養の充実

- 科学捜査研究所の職員を、福岡県警察の科学捜査研究所に派遣し、DNA型鑑定作業の作業要領や手続等について研修を実施していた。
- 科学捜査研究所の幹部職員らを大分県警察及び大阪府警察の科学捜査研究所に、それぞれ派遣し、DNA型鑑定における業務管理等について研修を実施していた。
- 警察庁指定広域技能指導官⁴²を招致し、科学捜査研究所の職員をはじめ、警察本部の事件担当課の捜査員、鑑識課員等を対象に、「DNA型鑑定業務の在り方」についての教養を実施していた。
- 福岡県警察科学捜査研究所の幹部職員を招致し、科学捜査研究所の職員を対象に、「DNA型鑑定をはじめとする科学捜査研究所の業務」等についての教養を実施していた。

カ 外部からの指導

- 大学教授を招致し、科学捜査研究所の職員を対象とした「鑑定人としての倫理観」についての教養を実施していた。
- 大学教授を招致し、本部長をはじめ、警察本部及び各警察署の幹部職員らを対象とした「科学捜査の重要性と配慮すべき事項」についての教養を実施していた。

(3) 特別監察における確認結果

佐賀県警察において上記のとおり、再発防止策を着実に実施していることを特別監察において確認した。

既に上記の再発防止策において取り組まれているものもあるが、第2-1記載の本件不適切事案を防止できなかった要因を踏まえ、佐賀県警察においても第2-2記載の対策に取り組むことが必要である。

42 全国的に見て極めて卓越した専門的な技能又は知識を有する警察職員として、警察庁長官が指定した者（「警察庁指定広域技能指導官の指定及び広域活用に関する要綱の一部改正について（依命通達）」（令和7年4月1日付け警察庁乙官発第2号ほか））

第3 佐賀県警察における調査に関して判明したその他の事項

第2-1記載のとおり、佐賀県警察の調査と特別監察では対象職員による鑑定のうち不適切な取扱いが確認されたものの件数や種類に差が生じたところである。こうした佐賀県警察の本事案認知後の調査等の対応に関して特別監察の調査・確認を通じて判明した事項については、次のとおりである。

1 佐賀県警察の調査と特別監察で不適切な取扱いに差が生じたことについて

佐賀県警察の調査と特別監察で、対象職員による鑑定のうち不適切な取扱いが確認されたものの件数に差が生じることとなった原因については、次のとおりであり、専門性の高い分野の調査であったことから、調査対象や調査方法の検討、調査体制の編成等に当たり、一県警察で対応に当たることの限界が認められた。

(1) 不適切な取扱い件数の計上に当たっての考え方の違い

佐賀県警察は、1件の鑑定に対し1種類の不適切な取扱いを認定し、計上していたのに対し、特別監察では1件の鑑定に複数種類の不適切な取扱いが確認された場合には、全ての不適切な取扱いを認定し、計上している。これは、佐賀県警察の調査では、不適切な取扱いのある鑑定かどうかを判定することに主眼が置かれていたのに対し、特別監察では再発防止策の検討のため、どのような不適切な取扱いが行われていたかを明らかにすることに主眼を置いたことから、計上に当たっての考え方に違いが生じたもの。

(2) 鑑定機器の機能等に関し保有する知識の違い

通常のDNA型鑑定業務を行う際には必要とされない鑑定機器の機能等に関し、佐賀県警察の調査担当者と特別監察従事者とで保有する知識に違いがあった。そのため、保存されているデータの検索方法や保存されているデータの確認内容に違いが生じ、佐賀県警察の調査では確認されなかった不適切な取扱いを特別監察において確認した場合があったもの。

(3) 調査において確認することとした事項の違い

佐賀県警察では、対象職員による鑑定に関する決裁書類に不適切な取扱いが認められたことを端緒として調査を開始し、どのような不適切な取扱いが実際に行われているか不明な中で調査を進めざるを得なかったが、特別監察では、佐賀県警察の調査結果を踏まえ、鑑定結果の確認手順や確認すべき事項を予め整理した上で、確認に臨むことができた。そのため、写真データの撮影日や既に廃棄された⁴³電気泳動機器で行った電気泳動結果の解析データといった佐賀県警察の調査では確認していなかった事項についても、特別監察では確認することとし、その結果、新たな不適切な取扱いが確認されることとなった。

(4) 調査体制の違い

佐賀県警察の調査では、佐賀県警察科学捜査研究所のDNA型鑑定を担当する職員5名が中心となって、鑑定機器のデータの確認や残余資料の再鑑定を行っていたのに対し、特別監察においては対象職員による鑑定の実施状況の確認を17名体制で行った。その結果、佐賀県警察の調査では特定に至らなかった電気泳動データの特定に至るなどし、新たな不適切な取扱いが確認されたほか、不適切な取扱いでないことが判明したものがあつた。

43 令和元年12月の電気泳動機器の更新に伴い廃棄されたもの

2 佐賀県警察の調査と特別監察で鑑定結果送致件数に差が生じたことについて

佐賀県警察が不適切と判断した130件の鑑定のうち鑑定結果を検察庁に送致している件数について、佐賀県警察の調査では16件の鑑定結果が検察庁に送致されているとしていたところであるが、特別監察においては、16件以外に鑑定結果が検察庁に送致されているもの9件が認められ、合計25件の鑑定結果を検察庁に送致していると認められた。件数が9件異なった理由等については次のとおりであった。

(1) 鑑定結果送致件数の確認の対象・方法

佐賀県警察の調査と特別監察では、次のとおり、鑑定結果を検察庁に送致している件数の確認の対象や方法が異なっていた。

ア 佐賀県警察の確認

○ 確認の対象

対象職員による鑑定結果のうち、犯人の特定のために使用したもので、検察庁に送致しているもの及び公判に使用されているもの

○ 確認方法

以下の手順により確認。

- ① 対象職員が行ったDNA型鑑定に関連する事件のうち、犯人を検挙しているものとこれに関連するDNA型鑑定を当該事件を取り扱った警察署に照会して調査する。
- ② ①で把握した事件とDNA型鑑定について、対象職員による鑑定結果の送致を受け、公判に使用していないかを検察庁に照会する。
- ③ 検察庁から、対象職員の鑑定結果の送致を受けたことが確認できたものについて回答を得る。

イ 特別監察の確認

○ 確認の対象

対象職員による鑑定結果で、検察庁に送致しているもの及び公判に使用されているもの

○ 確認方法

佐賀県警察が不適切と判断した130件の鑑定に関連する事件の捜査書類等に当該鑑定結果を何らかの形で検察庁に送致した形跡がないかを確認した上で、検察庁に確認する。

(2) 鑑定結果送致件数が異なった理由

(1)のとおり、佐賀県警察と特別監察では、確認の対象や方法が異なっていたほか、下記の理由により、9件の鑑定結果については、佐賀県警察の調査において、検察庁に鑑定結果を送致している件数として計上されなかった。

佐賀県警察においては、捜査・公判への影響を調査するに当たり、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」等の支障を検討するため、「犯人の特定のために使用したもの」について確認を行ったものであり、そのことが必ずしも不適切であるとは言えないが、捜査・公判への影響を検討するに当たっては、犯人以外のものも確認した方がより丁寧であった。

【図表10 鑑定結果送致件数が異なった具体的理由】

鑑定の種別	計上されなかった理由	件数
犯人を検挙している事件に関する鑑定	・ 1つの事件に対して2件の対象職員による鑑定結果が送致されているものが2事件あり、検察庁は鑑定結果の送致を受けたことが確認できた事件数(16事件)を回答したが、佐賀県警察ではこれを送致された鑑定結果の件数(16件)と解した結果、計上されなかった。	2件
	・ 犯人を検挙している事件に関連するDNA型鑑定ではあるが、被害者の特定を目的とし、事件の立証に関連しないものとして警察署から回答を受けていた結果、検察庁に鑑定結果の送致について照会する対象に含まれておらず、計上されなかった。	2件
	・ 佐賀県警察から検察庁に送致した後、検察庁から家庭裁判所に送致された事件に関するDNA型鑑定であったが、当該鑑定結果は被害者のDNA型に一致するものであり、犯人の特定に使用されるものではなかったことから、計上されなかった。	1件
時効が成立している事件に関する鑑定	・ 時効が成立している事件であり、犯人を検挙している事件ではないことから、佐賀県警察の調査では検察庁に鑑定結果の送致について照会する対象に含まれておらず、計上されなかった。	2件
	・ 同一被疑者による関連事件と思料される複数の同種事件の一部について、佐賀県警察から検察庁に対し鑑定結果の送致の有無について照会がなされたが、検察庁において、既に法に基づいて該当事件の記録を廃棄済みであったことから、その旨の回答があったものであるところ、特別監察において、前記関連事件と思料される別件同種事件の関連資料として送致されていることが判明したもの。	1件
被害者のDNA型を確認するための鑑定	・ 当該鑑定結果は送致された捜査報告書の一部に盛り込まれていたものであるところ、当該捜査報告書を含む検察庁への送致記録中には当該鑑定結果が対象職員の鑑定によるものであることは記載されておらず、検察庁において対象職員による鑑定結果の送致の事実を把握することができなかったもの。そのため、検察庁からは当該鑑定結果の送致を受けているとの回答はなされず、計上されなかった。	1件

3 事案発覚後に残余資料の紛失・偽装が行われたとされていることについて

(1) 対象職員による紛失した残余資料の偽装に係る公訴事実

現時点公判開始前の段階にあるが、対象職員の不適切事案に係る公訴事実において、対象職員は、令和6年2月13日頃から同月29日頃までの間にティッシュペーパー4枚、令和6年2月28日頃から同年3月19日頃までの間にガーゼ片1点、令和7年1月頃から同年2月7日頃までの間にガーゼ片1点、令和7年1月頃から同月28日頃までの間にガーゼ片1点をそれぞれ使用して、紛失した残余資料を偽装し、他人の刑事事件に関する証拠を偽造したとされている。

(2) 本件事案発覚後における佐賀県警察における対応

○ 本件事案発覚後における佐賀県警察における対応は、次のとおりであった。

【図表11 佐賀県警察における対応】

令和6年10月16日

- ・ 対象職員による鑑定に関する決裁書類に不適切な取扱いを把握。
- ・ 不適切な取扱いの把握以降、対象職員には、鑑定業務（外観検査⁴⁴からDNA解析までの一連の業務）を行わず、事務作業（残余資料の返還準備等）に従事させる。

令和6年10月17日

- ・ 対象職員による鑑定に関し、調査を開始。

令和7年2月7日

- ・ 対象職員が作業台上で保管していた残余資料の回収を完了。

令和7年3月4日

- ・ 同日以後、対象職員は休暇を取得し、事務作業にも従事せず。

○ 佐賀県警察においては、事案発覚後、対象職員に鑑定業務に従事させないこととし、新たな不適切な取扱いの発生を防止するための措置を講じていたところであるが、事案発覚当初に把握できた対象職員による不適切な取扱いが決裁書類におけるものであったことから、残余資料に対して不適切な取扱いが行われることを想定した措置とはなっていなかった。

実際に対象職員が残余資料の偽装を行った時期については公判開始前の段階であり断定することはできないが、いずれにせよ、鑑定において不適切な取扱いを行った可能性がある職員に、事案発覚後も鑑定業務に関連する残余資料を取り扱わせることとした措置は、不適切であった。

44 DNA抽出に使用する部分の選定等を行うため、鑑定資料の形状等を検査すること

第4 特別監察の結果を踏まえた警察庁の取組

特別監察の結果を踏まえ、同種事案の再発防止とDNA型鑑定の適正確保の徹底に向けて、警察庁においては下記の取組を行う。

1 都道府県警察に対する再発防止策の徹底とモデル業務マニュアル等の作成

- ・ 本年度の業務監察において、第2-2記載の都道府県警察における再発防止策の実施状況を確認する。
- ・ 業務監察等を通じて都道府県警察における先進的な取組を調査し、その結果も踏まえてモデル業務マニュアル等を作成する。

2 都道府県警察に対する指導体制の強化

- ・ 警察庁刑事局に置かれているDNA型鑑定指導官の下に必要な体制を整備し、都道府県警察に対する指導体制を強化する。

3 科学捜査研究所に対する定期的な監査の実施

- ・ 定期的に都道府県警察の科学捜査研究所に対して警察庁による監査を実施するとともに、その結果を国家公安委員会に報告する。
- ・ 当該監査結果における指摘事項等に対する改善措置を都道府県警察に講じさせるとともに、都道府県警察から都道府県公安委員会に当該指摘事項や改善措置等について報告させる。

4 不適切事案が発生した場合の早期指導と職員の派遣

- ・ 都道府県警察において不適切な事案を認知した場合に、速やかな報告を求め、初期段階から調査方法等について指導を実施するとともに、必要に応じて警察庁から職員を派遣する。

5 部外有識者からの積極的な意見聴取

- ・ DNA型鑑定の適正確保に向け、DNA型鑑定に知見を有する部外有識者から、積極的に意見を聴取し、その結果を各種対策に反映する。
- ・ DNA型鑑定に知見を有する部外有識者を「DNA型鑑定アドバイザー（仮称）」として委嘱し、必要に応じて専門的な意見を聴取できる体制を整備する。

6 科学捜査研究所の機能集約に向けた検討

- ・ 警察組織の構造改革の一環として、科学捜査研究所の機能集約に向けた組織体制や人材・鑑定資機材の配置の在り方等について、直ちに論点整理に着手し、中長期的に検討を行う。

7 捜査部門における合理的かつ的確なDNA型鑑定嘱託の推進

- ・ 捜査部門において鑑定資料の採取及び嘱託の必要性等の組織的検討を行う際に用いるチェックリストのモデル案等の資料を都道府県警察に提供する。
- ・ 合理的かつ的確なDNA型鑑定嘱託が捜査部門において実践されるよう都道府県警察に継続的に指導を行う。

おわりに

特別監察の結果、対象職員による不適切な取扱いにより、「本来、捜査対象とすべきでない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった事態は生じていないことが確認され、公判への影響や行政上の支障が生じていることが確認されたものもなかったところである。他方で、対象職員による鑑定結果がDNA型不検出となっていることが、対象職員による不適切な取扱いによるものと認められ、対象職員が適切に鑑定を行っていたら、その際にDNA型が検出できた可能性が認められる一方で、必ずDNA型が検出できた根拠もなかったことから、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかつた」といった捜査への支障が生じていないかについて明らかにならなかつたものが確認されたところである。

また、特別監察においては、佐賀県警察の調査において不適切な取扱いが確認されていなかった鑑定の中に、不適切な取扱いのあるものが新たに110件確認された。110件のほとんどは鑑定結果に実質的な影響はないものであったが、「対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定（再鑑定）結果に実質的な影響が出るおそれがあった鑑定」が2件あったことが確認されており、佐賀県警察における調査結果に不十分な点が認められたところである。これは、佐賀県警察の調査と特別監察では、調査の目的や体制が異なっていたことに加え、本事案がDNA型鑑定という専門的な分野において、長期間にわたって継続的に不適切な取扱いが行われていた前例のない事案であり、その調査における知見等の蓄積がない中で、佐賀県警察が手探りで調査に当たらざるを得なかつたことや、専門的な分野における不適切事案であるが故に、佐賀県警察において構築できる調査体制に限界があつたことなどによるところが大きいものと考えられ、この種事案が発生した場合における警察庁の役割を強化する必要が認められた。

本事案は、DNA型鑑定業務にとどまらず、警察に対する国民の信頼を損なうものであつたといえ、警察庁は、特別監察を通じて明らかとなつたこうした事態を重く受け止め、本報告書を基に、佐賀県警察を指導し、DNA型鑑定に係る不適切な取扱いの再発防止に向けた取組の徹底を図るとともに、全国におけるDNA型鑑定の適切な実施に向けた対策を進めていく。

また、特別監察の結果を踏まえ、警察庁として行うべき事項も認められたところであり、「都道府県警察に対する再発防止策の徹底とモデル業務マニュアル等の作成」や「都道府県警察に対する指導体制の強化」、「科学捜査研究所に対する定期的な監査の実施」により都道府県警察に対するDNA型鑑定に係る指導等を強化するとともに、本事案を踏まえ、万一、「不適切事案が発生した場合の早期指導と職員の派遣」に備えることとし、また、「部外有識者からの積極的な意見聴取」や「科学捜査研究所の機能集約に向けた検討」、「捜査部門における合理的かつ的確なDNA型鑑定嘱託の推進」にも取り組むなど、警察庁として必要な対策を講じていく所存である。

第1-2 特別監察における対象職員による鑑定の実施状況の確認結果（別表）

対象職員による不適切な取扱いが認められ、鑑定（再鑑定）結果に実質的な影響が出るおそれがあったもの【7種類】

9 (0)	【当該鑑定資料のDNA型鑑定の不実施】（[1]） 鑑定資料が切り取られていないにもかかわらず、当該鑑定資料を使用して検査をしたように装ったもの
4 (0)	【鑑定残余資料の紛失・偽装】（[2]） 鑑定後の残余資料を紛失し、異なる資料を残余資料であるかのように装ったもの
2 (0)	【鑑定資料の取り違え】（[7]-①） 複数の鑑定資料をまとめて囑託されたDNA型鑑定において、鑑定作業の途中で鑑定資料を取り違えていたもの
5 (1)	【電気泳動の不実施】（[7]-②） 定量後、引き続き行うべき検査を行っていなかったもの
4 (0)	【別の鑑定資料のDNA抽出液等の使用】（[7]-③） 鑑定資料のDNA抽出液・DNA増幅液として、別の鑑定資料のものを使用していたもの
7 (1)	【別の鑑定資料の電気泳動データの使用】（[7]-④） 鑑定資料の電気泳動データとして、別の鑑定資料のものを使用していたもの
1 (0)	【DNA型の不適切な判定】（[7]-⑤） 電気泳動結果を適切に組み合わせて判定すれば、より多い座位数の検出を回答することができたもの

対象職員による不適切な取扱いが認められたが、鑑定結果に実質的な影響はなかったもの【12種類】

（検査・解析に関するもの）

42 (12)	【定量日時等の不適切な変更】（[4]） 定量結果資料の作成に当たり、定量日時やコントロールの定量結果の数値等を変更していたもの
139 (58)	【コントロール等の電気泳動データの不適切な組み合わせ】（[5]） 電気泳動データの解析結果資料の作成に当たり、鑑定資料以外のコントロールやアレリックラダーの電気泳動データを不適切に組み合わせて使用していたもの
9 (9)	【DNA型に影響しない程度での電気泳動データの解析条件の変更】（[7]-⑥） 電気泳動データの解析に必要な指標を得るための試薬（サイズマーカー）の解析条件を、解析により検出されるDNA型に影響しない程度で変更し、解析を行ったもの
1 (0)	【本来は使用しない電気泳動データの使用】（[7]-⑦） 当該鑑定資料の電気泳動データには問題がなかったが、同時に電気泳動をしたアレリックラダーに検査不良が認められたため、本来使用しない当該鑑定資料の電気泳動データを使用して、決裁用の解析結果資料を作成したもの
1 (0)	【コントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用】（[7]-⑧） 鑑定資料から「DNA型不検出」との結果を得たにもかかわらず、DNAを含まないコントロールの電気泳動データを鑑定資料の電気泳動データとして使用し、決裁用の解析結果資料を作成したもの
1 (1)	【電気泳動の不適切な実施】（[7]-⑨） 本来、当該鑑定資料のDNA抽出液から別々に作成したDNA増幅液2種類に、それぞれ電気泳動を実施すべきところ、1種類のDNA増幅液を使用して電気泳動を2回実施し、それらの結果を使用して、DNA型判定を行っていたもの
8 (3)	【解析結果資料の印刷日時の変更】（[7]-⑩） 事実と異なる印刷日時を表示した電気泳動データの解析結果資料を作成したもの

（書類の記載・資料の取扱い等に関するもの）

133 (56)	【ワークシートの不適切な記載】（[3]） ワークシートに事実と異なる記載をしたもの
1 (0)	【鑑定資料の付属品の紛失】（[6]-2） 鑑定囑託を受けた際に鑑定資料に付属していたものを紛失したもの
1 (0)	【鑑定資料の不適切な切り取り】（[6]-3） ワークシートに記載せずに鑑定資料の一部を切り取り、その後の検査を行っていなかったもの
3 (0)	【鑑定結果の回答漏れ】（[6]-4） 鑑定結果を鑑定囑託を受けた所属に回答していなかったもの
3 (0)	【ワークシートの未作成】（[7]-⑪） ワークシートの作成が確認できなかったもの

対象職員による不適切な取扱いは認められなかったが、鑑定作業が不十分であったもの【1種類】

2 (0)	【予備検査の不十分な実施】（[6]-1） 対象職員による鑑定ではDNA型が検出されなかった鑑定において、対象職員による予備検査が不十分であったもの
-------	---

※ 1件の鑑定において複数の不適切な取扱いが認められたものがある。

※ 左欄の数字は、該当した鑑定数を示し、このうち特別監察で新たに不適切な取扱いが確認された110件のうちの数を（）内に示した。

※ [1]～[6]-4については、佐賀県警の調査で確認された不適切な取扱いと同様のものである。

※ [7]-①～[7]-⑪については、特別監察で新たに確認された不適切な取扱いである。